

秋田労働局発表
令和 7年 6月 10 日

【照会先】
秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 中島 良則
○監察監督官 田村 順也
(電話 018-862-6682)

報道関係者 各位

タクシー・ハイヤー運転者の労働時間管理等に関する説明会を開催します

秋田県内の各労働基準監督署において、タクシー・ハイヤー運転者の労働条件の向上を図ることを目的に下記により説明会を開催いたします。

記

1 説明会開催の趣旨

働き方改革への企業の取組が進む中、自動車運転者に関しては令和6年4月1日から、労働基準法における時間外労働の上限規制が適用となり、また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が改正されています。

タクシー・ハイヤーは顧客の要望に柔軟な対応ができる交通インフラである一方、顧客の輸送ニーズや人手不足などの影響により、長時間労働となることがあります。

タクシー・ハイヤー運転者の長時間労働による健康障害や、疲労の蓄積による交通事故や予期せぬ災害を防ぐため、秋田労働局管内の各労働基準監督署では、「タクシー・ハイヤー運転者の労働時間管理等に関する説明会」を例年開催し、関係法令や助成金等の各種支援策の周知を継続して行っています。

2 対象

秋田県内で主としてタクシー・ハイヤー事業を行う企業

3 日時・会場等

	開催日及び開始時間	会 場
秋田労働基準監督署	7月2日（水）午後2:00	秋田第二合同庁舎 1階 第一会議室 （秋田市山王7丁目1番4号） ＜お問合せ先＞ 第一方面 018-865-3671
能代労働基準監督署	6月11日（水）午後2:00	オンライン開催 ＜お問合せ先＞ 監督・安衛課 0185-52-6151
大館労働基準監督署	6月30日（月）午後2:00	大館市立中央公民館 多目的室 （大館市字桜町南45-1） ＜お問合せ先＞ 監督課 0186-42-4033
横手労働基準監督署	6月24日（火）午後2:00	十文字地区交流センター 交流ホール3 （横手市十文字町字海道下12-5） ＜お問合せ先＞ 監督・安衛課 0182-32-3111
大曲労働基準監督署	6月26日（木）午後2:00	オンライン開催 （お申し込み）  ＜お問合わせ先＞ 監督・安衛課 0187-63-5151
本荘労働基準監督署	6月24日（火）午後1:30	本荘合同庁舎 4階会議室 （由利本荘市給人町17番） ＜お問合わせ先＞ 監督・安衛課 0184-22-4124

報道機関の皆様には、働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。

【参考】

- ・ 自動者運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



- ・ 秋田働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/akita/>



- ・ 助成金のご案内（働き方改革 特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/subsidy.html>

